

佐賀県告示第5号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき第13次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年1月10日

佐賀県知事 山口 祥 義

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を佐賀県農林水産部生産者支援課、県庁行政の窓口及び各総合庁舎県政情報コーナーに備え置いて、縦覧に供する。）